

令和2年5月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うち電気洗濯機1件、瓶1件、オーブントースター1件、
脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)1件、
電気ストーブ(パネルヒーター)1件、ノートパソコン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 鈴木、柳川、豊田

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000090	令和2年5月1日	令和2年5月11日	電気洗濯機	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000091	令和元年12月	令和2年5月11日	瓶	重傷1名	ワインが入っている当該製品をコルク抜きで開栓しようとしたと ころ、当該製品が破損し、手を負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年2月17 日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意
A202000092	令和2年4月22日	令和2年5月11日	オーブントースター	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し た。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000093	令和2年4月24日	令和2年5月12日	脚立(はしご兼用、 アルミニウム合金 製)	重傷1名	当該製品を脚立として使用中、転倒し、右手首を負傷した。当該 製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A202000094	令和2年4月27日	令和2年5月12日	電気ストーブ(パネ ルヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該 製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202000095	令和2年4月28日	令和2年5月12日	ノートパソコン	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災 が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、 現在、原因を調査中。	京都府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし